

各務原市 公園墓地 瞑想の森

がっそうしき

合葬式墓地 申込みのしおり



～目次～

■合葬式墓地の概要	1頁
■合葬式墓地使用の申込み	2頁
区分A【焼骨所持】	3～4頁
区分B【焼骨所持＋申請者の生前予約】	5～6頁
区分C【改葬（墓じまい）】	7～8頁
区分D【生前登録】	9頁
■申込みにあたっての注意事項	10頁

※手続きの際は最後までよく読んでお申し込みください

各務原市

市民生活部 環境室 環境政策課（本庁舎2階）

電話 058-383-4231（直通）

■合葬式墓地の概要

【名称と所在地】

名 称	公園墓地 瞑想の森 合葬式墓地
所 在 地	各務原市那加扇平2番地3

【収容区画数】

納 骨 室	3,500 区画
合 葬 室	7,000 体

【合葬式墓地の特色】

- 一つの大きなお墓に多くの焼骨を共同で埋蔵する形態のお墓です。
- 墓守の心配はありません。
- 墓碑等の費用は必要ありません。
- 宗旨、宗派は問いません。

【使用料】

合葬式墓地の使用許可が内定した方は、合葬式墓地使用料の納付(一回限り)が必要となります。使用許可とは、許可を受けた合葬式墓地区画の使用権を取得するものであり、当該施設の所有権を取得するものではありません。この使用権は他者に転売・譲渡できません。

合葬式墓地使用料	80,000円／1区画
----------	-------------

【埋蔵方法】

- 焼骨は、使用許可日から20年間は骨壺に入れた状態で納骨室に埋蔵し、21年目からは骨壺から取り出して他の焼骨と一緒に合葬室へ合祀します。
- 合祀された焼骨は改葬、返還することはできません。
- 納骨室、合葬室への立ち入りはできません。焼骨を納骨する際は、管理事務所で職員が焼骨の入った骨壺をお預かりし、納骨室へ埋蔵します。
- 納骨室へ埋蔵できる骨壺は4寸壺(幅及び奥行き約14.5cm高さ約17cm)以下です。
- 埋蔵スペース1区画あたり骨壺1個を納めます。
- 焼骨は許可の日から1年以内に埋蔵しなければなりません。
- 納骨室に埋蔵された骨壺に追加で焼骨を埋蔵することはできません。

【参拝方法】

- 礼拝広場での参拝となります。
- 納骨式、年忌法要等は他の方の迷惑にならないようご配慮ください。
- 礼拝広場では線香と献花は可能ですが、ろうソクの使用は禁止です。
- お供え等はお持ち帰りください。

■合葬式墓地使用の申込み

【申込区分】

！焼骨をお持ちでないとお申込みはできません。

区分	区分名	申込例	頁
A	焼 骨 所 持	持っている焼骨を合葬式墓地に埋蔵したい	3～4
B	焼 骨 所 持 + 申 請 者 の 生 前 予 約	持っている焼骨と隣同士で自分も合葬式墓地を利用したい	5～6
C	お墓からの改葬 (墓じまい)	墓じまいをして、焼骨を合葬式墓地に埋蔵したい	7～8

【申込資格】

申込者は以下の(1)～(4)の要件すべてを満たす必要があります。

なお、分骨による申込みはできません。

- (1) 申込者が祭祀を主宰する者であること。
- (2) 申込者が親族の埋蔵すべき焼骨を所持していること。
- (3) 申込者が申込時、以下の①または②のいずれか1つを満たしていること。

ただし、区分Bは①を満たしていること。

- ①各務原市に1年以上継続して居住している方であること。
(住民票で確認ができる場合に限る)
- ②各務原市にゆかりのあった方の焼骨を所持していること。
 - 各務原市に1年以上継続して居住していた方
 - 各務原市に1年以上継続して本籍があった方
(戸籍謄本または住民票除票などで確認ができる場合に限る)

- (4) 申込者が各務原市営墓地(一般墓地)の使用許可を受けていない*こと。

※一般墓地を使用している場合、申し込む前に使用している区画の返還が必要となります。

【生前登録】

区分	区分名	申込例	頁
D	生 前 登 録	焼骨を持っていないが、将来、合葬式墓地を利用したい	9

【申込み】

申込みは随時、受付けています。(土日祝日を除く 8:30～17:15)

申請書と必要書類を添えて申請者ご本人による提出をお願い致します。(郵送による申込みはできません。)なお、申請者ご本人の体が不自由であるなどのやむを得ない理由により手続きが困難な場合は、代理人による申込みを受付けます。(委任状が必要となりますので事前にご相談ください。)

区分 A 【焼骨所持】

① 使用許可申込み

- 合葬式墓地使用許可申請書に必要書類を添えて、お申し込みください。

② 使用料の納付・ 使用許可証の受領

- 使用料を納期限までに納付してください。
 - ・市より納入通知書が郵送
 - ・未納の場合、申込みは無効
- 納付確認後、「合葬式墓地使用許可証」を環境政策課窓口でお渡します。

③ 納骨届の提出

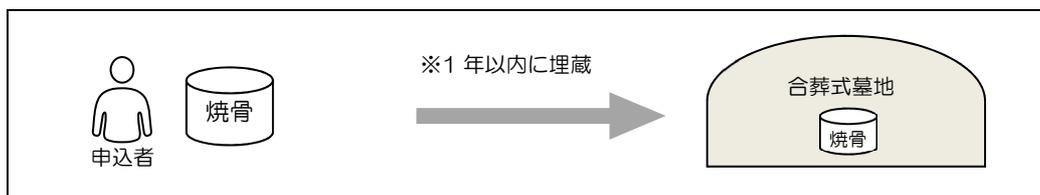
- 埋蔵可能日時を事前に確認し、窓口または電話で埋蔵日時を予約してください。
- 納骨届に必要書類を添えて、提出してください。
- 許可日から1年以内に埋蔵してください。

④ 焼骨の埋蔵

- 予約日時に骨壺などの必要なものを持参し、合葬式墓地までお越しください。
- 使用許可日から21年目に職員により合葬室に合祀します。
 - ・合葬室への移動時、連絡は致しません

○埋蔵イメージ

！ 焼骨をお持ちでないと申込みはできません。



【必要書類など】

1. 使用許可申込み

※申込者の本人確認書類(運転免許証など官公署発行の証明書)をご持参ください

- ①合葬式墓地使用許可申請書(様式第13号)
- ②申込者の住民票の原本(3ヶ月以内に取得したもの)
 - ・申込者の本籍が記載されているもの。
- ③戸(除)籍謄本の原本(3ヶ月以内に取得したもの)
 - ・申込者と埋蔵される方(焼骨)との続柄がわかるもの。
- ④「死体埋火葬許可証」の写し又は原本
 - (原本提出の場合、合葬式墓地使用許可証の郵送受取り可)
 - ・原本は納骨届の提出時に必要ですので、大切に保管してください。
- ⑤その他
 - (例)申込者が市外の方の場合、埋蔵される方(焼骨)が市内に1年以上継続して居住または本籍を有していたことを証する「住民票除票」や「戸(除)籍謄本」、「戸(除)籍の附票」などの原本が必要となります。

2. 納骨届の提出

- ①納骨届(様式第7号)
- ②合葬式墓地使用許可証(様式第14号)の写し
- ③「死体埋火葬許可証」の原本

3. 焼骨の埋蔵

- ①合葬式墓地使用許可証(様式第14号)の原本
- ②埋蔵する骨壺

👉 注意！！

※所持している複数の焼骨を1つの骨壺にまとめて1区画に埋蔵することもできます。骨壺に収まりきらない焼骨は、合葬室に追加の使用料なく埋蔵(合祀)できます。

区分B【焼骨所持+申請者の生前予約】

① 使用許可申込み

- 合葬式墓地使用許可申請書に必要書類を添えて、お申し込みください。

② 使用料の納付・使用許可証の受領

- 使用料を納期限までに納付してください。
 - ・市より納入通知書が郵送
 - ・未納の場合、申込みは無効
 - ・生前予約の区画の使用料も同時に納付
- 納付確認後、「合葬式墓地使用許可証」を環境政策課窓口でお渡します。

③ 納骨届の提出

- 埋蔵可能日時を事前に確認し、窓口または電話で埋蔵日時を予約してください。
- 納骨届に必要な書類を添えて、提出してください。
- 許可日から1年以内に埋蔵してください。

④ 焼骨の埋蔵

- 予約日時に骨壺などの必要なものを持参し、合葬式墓地までお越しください。
- 使用許可日から21年目に職員により合葬室に合祀します。
 - ・合葬室への移動時、連絡は致しません

生前予約者の死亡後

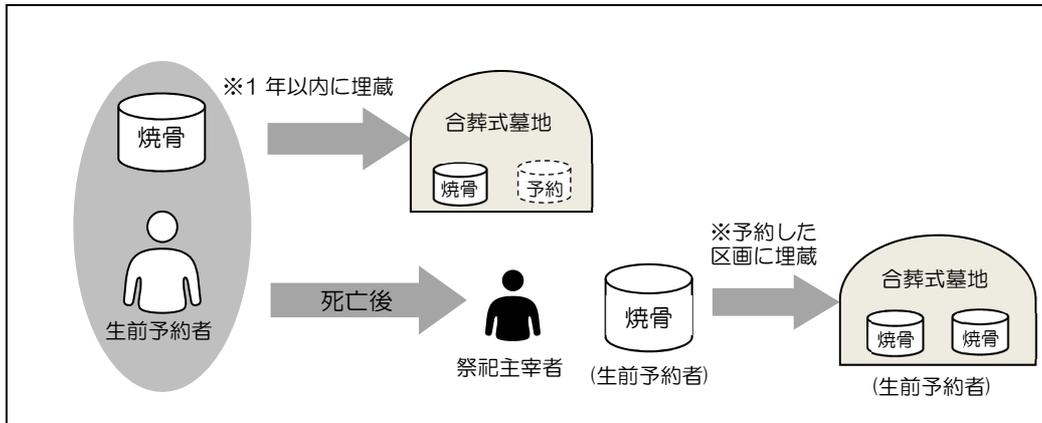
祭祀主宰予定者が
手続きを行う

生前予約者から指定された祭祀主宰予定者の方が③納骨届の提出⇒④焼骨の埋蔵を行います。

！市外の方は申込みができません。

○埋蔵イメージ

！焼骨をお持ちでないと申込みができません。



【必要書類など】

1. 使用許可申込み

※申込者の本人確認書類(運転免許証など官公署発行の証明書)をご持参ください

- ①合葬式墓地使用許可申請書(様式第13号)
 - ・親族(祭祀主宰予定者)2名ご本人の自筆による記入が必要です。
- ②申込者の住民票の原本(3ヶ月以内に取得したもの)
 - ・申込者の本籍が記載されているもの。
- ③戸(除)籍謄本の原本(3ヶ月以内に取得したもの)
 - ・申込者と埋蔵される方(焼骨)との続柄がわかるもの。
- ④「死体埋火葬許可証」の写し又は原本
 - (原本提出の場合、合葬式墓地使用許可証の郵送受取り可)
 - ・原本は納骨届の提出時に必要ですので、大切に保管してください。

2. 納骨届の提出

- ①納骨届(様式第7号)
- ②合葬式墓地使用許可証(様式第14号)の写し
- ③「死体埋火葬許可証」の原本

3. 焼骨の埋蔵

- ①合葬式墓地使用許可証(様式第14号)の原本
- ②埋蔵する骨壺

👉 注意！！

※申込者(生前予約者)が亡くなった後の手続きをしていただく親族の方(祭祀主宰予定者)を2名指定する必要があります。

※申込者(生前予約者)の納骨室使用期間は、使用許可の日から20年までとなります。

※申込者(生前予約者)は、申込時に各務原市に1年以上継続して居住している必要があります。

区分 C 【お墓からの改葬*・墓じまい】

※改葬・・・現在使用中の墓地から他の墓地へ焼骨を移動すること。

① 改葬（墓じまい）・ 使用墓地返還

- 各務原市営墓地（一般墓地）を使用の方は、事前に改葬、返還等の手続きをします。市営墓地以外の墓地を使用の方は、埋蔵証明書の交付などについて、墓地管理者に相談してください。

② 使用許可申込み

- 合葬式墓地使用許可申請書に必要書類を添えて、お申し込みください。

③ 使用料の納付・ 使用許可証の受領

- 使用料を納期限までに納付してください。
 - ・市より納入通知書が郵送
 - ・未納の場合、申込みは無効
- 納付確認後、「合葬式墓地使用許可証」を環境政策課窓口でお渡します。

各務原市営墓地（一般墓地）以外の墓地（寺院など）を使用の方は、墓地のある市町村から「改葬許可証」を発行してもらう必要があります。

④ 納骨届の提出

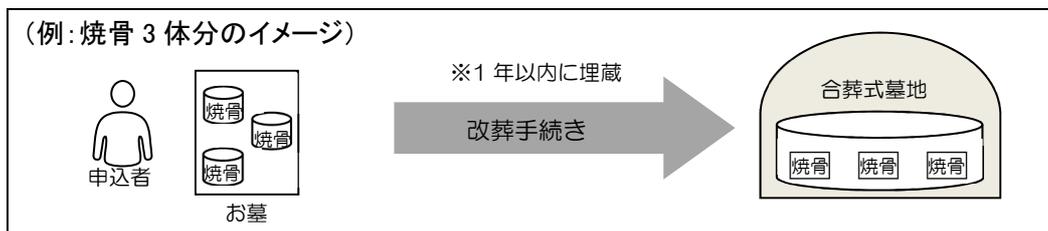
- 埋蔵可能日時を事前に確認し、窓口または電話で埋蔵日時を予約してください。
- 納骨届に必要書類を添えて、提出してください。
- 許可日から1年以内に埋蔵してください。

⑤ 焼骨の埋蔵

- 予約日時に骨壺などの必要なものを持参し、合葬式墓地までお越しください。
- 使用許可日から21年目に職員により合葬室に合祀します。
 - ・合葬室への移動時、連絡は致しません

○埋蔵イメージ

❗ 焼骨をお持ちでないと申込みができません。



【必要書類など】

1. 使用許可申込み

※申込者の本人確認書類(運転免許証など官公署発行の証明書)をご持参ください

- ①合葬式墓地使用許可申請書(様式第13号)
- ②申込者の住民票の原本(3ヶ月以内に取得したもの)
 - ・申込者の本籍が記載されているもの。
- ③戸(除)籍謄本の原本(3ヶ月以内に取得したもの)
 - ・申込者と埋蔵される方(焼骨)との続柄がわかるもの。
- ④その他

(例)申込者が市外の方の場合、埋蔵される方(焼骨)が市内に1年以上継続して居住または本籍を有していたことを証する「住民票除票」や「戸(除)籍謄本」、「戸(除)籍の附票」などの原本が必要となります。

<各務原市営墓地(一般墓地)を使用の方>

- ⑤「改葬許可証」の写し又は原本
 - (原本提出の場合、合葬式墓地使用許可証の郵送受取り可)
 - ・原本は納骨時に必要ですので、大切に保管してください。

<各務原市営墓地(一般墓地)以外の墓地を使用の方>

- ⑤「埋蔵証明書または収蔵証明書」の原本
 - ・墓地管理者から発行してもらいます。また、納骨届の提出前に墓地のある市町村において「改葬許可証」を発行してもらう必要があります。

2. 納骨届の提出

- ①納骨届(様式第7号)
- ②合葬式墓地使用許可証(様式第14号)の写し
- ③「改葬許可証」の原本

3. 焼骨の埋蔵

- ①合葬式墓地使用許可証(様式第14号)の原本
- ②埋蔵する骨壺

👉 注意！！

※墓地に埋蔵していた複数の焼骨を1つの骨壺にまとめて1区画に埋蔵できます。骨壺に収まりきらない焼骨は、合葬室に追加の使用料なく埋蔵(合祀)できます。

※個人の焼骨毎に骨壺を用意し、区画を複数利用することもできますが、その際は、使用した区画分の使用料になります。

区分D【生前登録】

- 焼骨をお持ちでない方は生前に区画を予約(確保)することはできません。
- 亡くなった後、合葬式墓地の使用を希望される方は生前登録ができます。
- 生前登録ができる方は、申込時に各務原市に1年以上継続して居住している方が対象となります。
- 登録は**無料**です。使用料は使用許可申込み後に納付します。
- 有効期限は合葬式墓地の使用許可に係る申請の受付を終了する日までとなります。
- 申込者(生前登録者)死亡後の手続きをしていただける方(祭祀主宰予定者)を2名指定する必要があります。
- 申込者が各務原市営墓地(一般墓地)の使用許可を受けていない*こと。
※一般墓地を使用している場合、申込む前に使用している区画の返還が必要となります。

○登録イメージ



① 登録申込み

- 合葬式墓地生前登録申請書に必要書類を添えてお申し込みください。

② 登録証の発行

- 合葬式墓地生前登録証を郵送します。

生前登録者の死亡後

祭祀主宰予定者が 手続きを行う

- 生前登録者から指定された祭祀主宰予定者の方が、合葬式墓地使用許可申請手続きを行います。(合葬式墓地生前登録証の添付必要)

【必要書類】

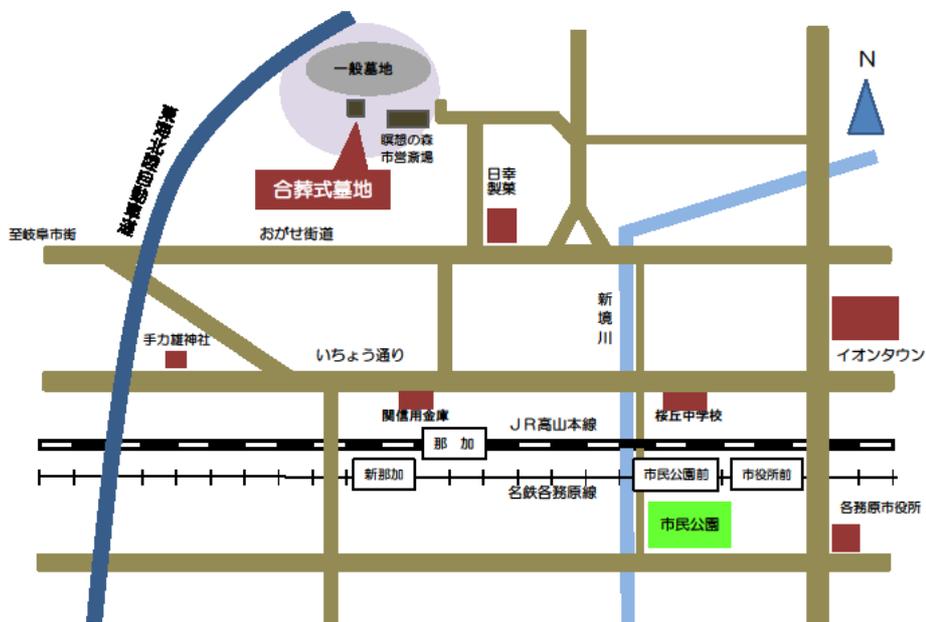
※申込者の本人確認書類(運転免許証など官公署発行の証明書)をご持参ください

- ①合葬式墓地生前登録申請書(様式第15号)
 - ・祭祀主宰予定者2名ご本人の自筆による記入が必要です。
- ②申込者の住民票の原本(3ヶ月以内に取得したもの)
 - ・申込者の本籍が記載されているもの。

■ 申込みにあたっての注意事項

1. 申込みは、環境政策課窓口で行ってください。郵送での受付は行いません。
2. 申込みにあたっては、親族間で十分に話し合いを行ってください。
3. 使用料の納付は一括です。期限内に納付されない場合は不許可となります。
4. 使用者は、使用許可を受けた合葬式墓地の使用権を他者に転売及び譲渡はできません。
5. 区分 B(焼骨所持+申請者の生前予約)で合葬式墓地に使用許可を受けた方は、その死亡後において、その焼骨が合葬式墓地に埋蔵されるようあらかじめ必要な措置を講じてください。
6. 納骨室には使用許可の対象となった焼骨を納めた骨壺以外のものは埋蔵できません。
7. 1名分の焼骨を複数の骨壺に分けて複数の区画に埋蔵することはできません。
8. 埋蔵していた複数の焼骨を1つの骨壺にまとめて1区画に埋蔵できます。骨壺に収まりきらない焼骨は、合葬室に追加の使用料なく埋蔵(合祀)できます。
9. 焼骨の埋蔵位置については、市で決定します。(安全に配慮し、下段から順に埋蔵させていただきます。)
10. 納骨室に埋蔵された骨壺に追加で焼骨を埋蔵することはできません。
11. 納骨室使用中の骨壺は、返還以外は室外へお出しすることはできません。
12. 焼骨は許可を受けた日から20年間は納骨室に骨壺のまま埋蔵し、21年目以降は骨壺から取り出し、他の焼骨と一緒に合葬室に合祀します。合葬室に合祀された焼骨は返還できません。
13. 納骨室、合葬室への立ち入りはできません。
14. 既に納めた使用料は還付しません。ただし区画の使用前(埋蔵前)で、生前予約者の区画は5年以内、生前予約者以外の区画は1年以内に返還を申し出たときは、既納の使用料の2分の1の額を還付します。
15. 納骨室から合葬室へ合祀した後の骨壺は市で処分いたします。その際、市から使用者に連絡はいたしません。
16. 合葬式墓地生前登録証の記載事項(使用者の住所等)に変更が生じた場合は、速やかに必要書類を添えて、登録証の再交付を受けてください。
17. 使用許可を受けた申込者が納骨前に死亡するなど埋蔵等の手続きができなくなった場合は、別途ご相談ください。
18. 参拝は常時可能ですが、他の方の支障となるような長時間の参拝、礼拝広場を占用しての参拝等をご遠慮ください。
19. その他各務原市営墓地条例及び各務原市営墓地条例施行規則を遵守してください。
20. 上記の他、各務原市営墓地条例及び各務原市営墓地条例施行規則を遵守せず、市の指示に従わない場合は合葬式墓地の使用許可を取り消します。

【案内図】



【所在地】

各務原市那加扇平 2 番地 3

【問い合わせ先】

市民生活部 環境室 環境政策課(本庁舎2階)
〒504-8555 各務原市那加桜町1丁目69番地
電話 058-383-4231(直通)



発行:令和5年1月